

# 中国四国地区大学図書館協議会申し合わせ事項

## 1. 会員の資格

中国四国地区の大学（短期大学を除く）図書館とする。ただし、これに準じる図書館のあつては、総会の承認により資格を得ることができる。

## 2. 会費の負担

会費は年額 9,000 円とする。ただし、大学の学部数、附置研究所数、附属病院数の合計が 7 以上の会員にあつては、年額 18,000 円とする。

## 3. 会費の使途

会誌刊行のための経費、通信連絡費、総会及び研究集会の経費の一部に充てる。なお、総会及び研究集会の経費は、別に参加費として出席館から徴収する。

## 4. 監査館

本会は監査館を置く。監査館は、会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。監査館は 1 館とし、総会において選出する。監査館の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。

## 5. 総会の開催

加盟館はすべて平等の義務を負うものとし、輪番で引き受け世話をすること。臨時総会は当番館で開催する。

## 6. 会誌の発行

幹事館は、当番館あるいは加盟館に掲載原稿を依頼し、会誌を年 1 回発行する。

## 7. 会誌の頒布

或る基本の部数は無料頒布とする。

## 8. 幹事館及び監査館の任期

専任された総会終了のときから通常総会終了のときまでとする。

## 9. 会計年度

毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 附 則

本申し合わせ事項は、平成 15 年 4 月 17 日から施行する。